

成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援

資料 2

令和4年度第2次補正予算額

3,002億円



背景・課題

- デジタル化の加速度的な進展や脱炭素の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけでなく、労働需要の在り方にも根源的な変化をもたらすと予想される。
 - 一方、日本では大学で理工系を専攻する学生がOECD平均より低いうえに、OECD諸国の多くが理工系学部の学生数を増やしているなか、日本ではほとんど変わっていない。
- ※ 大学学部段階における理工系への入学者割合 **日本17%**、OECD平均 27%
- ※ 理系学部の学位取得者割合
【国際比較】 **日本 35%**、仏 31%、米 38%、韓 42%、独 42%、英 45%
【国内比較】 国立大学 57%、公立大学 43%、私立大学 29%
(注) 「理・工・農・医・歯・薬・保健」及びこれらの学際的なものについて「その他」区分のうち推計
- デジタル化、脱炭素化等のメガトレンドを踏まえた教育・人材育成における「成長と分配の好循環」を実現するため、高度専門人材の育成を担う大学・高専が予見可能性をもって大胆な組織再編に取り組める安定的な支援が必要。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」 (令和4年10月28日閣議決定)

第2章 経済再生に向けた具体的施策

Ⅲ 新しい資本主義の加速

1. 「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動： 構造的賃上げに向けた一体改革

(1) 人への投資の強化と労働移動の円滑化

学校教育段階から社会で活躍し評価される人材を育成していくため、成長分野への大学・高専の学部再編等促進(※)、(略)等を進めていく。

※ デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を令和14年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。

・ 成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援策の創設(文部科学省)

事業内容

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに基金を創設し、機動的かつ継続的な支援を行う。

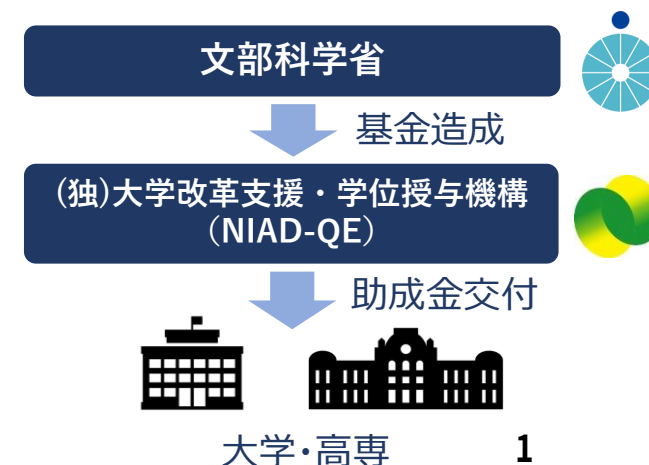
① 学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等支援

- 支援内容：学部再編等に必要な経費（検討・準備段階から完成年度まで）
- 支援対象：私立・公立の大学

② 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援

- 支援内容：情報科学系学部・研究科を有する大学の体制強化に必要な経費
高等専門学校における情報系学科・コースの新設・拡充に必要な経費
- 支援対象：国公立の大学（大学院を含む）・高専

【事業スキーム】



独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律の概要

趣旨

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて意欲ある大学・高等専門学校の学部再編等の取組を支援するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（「機構」）に、大学及び高等専門学校の学部等の設置その他組織の変更に関する**助成金（※）を交付する業務を追加**するとともに、**基金**を設ける。

※例：特定成長分野（デジタル・グリーン等）に係る専門人材育成機能を強化するための学部・学科再編、定員変更等に要する初期投資や当面の運営経費等への支援

概要

1. 機構の目的及び業務の追加

機構の目的に「中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与すること」を加えるとともに、機構の業務に当該分野の「学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更に必要な資金に充てるための助成金を交付すること」（「助成業務」）を位置づける。

（第3条、第16条関係）

2. 助成業務に係る基本指針の策定及び実施方針の策定・認可

助成業務の実施に関し、以下の事項を定める。

- 文部科学大臣は、支援対象とする教育研究の分野等について、**助成業務の実施に関する基本指針**を定めること（第16条の2、第23条関係）
- 機構は、基本指針に即して、助成金の交付対象となる学部等の設置等の選定方法等について**助成業務の実施に関する方針**を定め、文部科学大臣の認可を受けること（第16条の3関係）

3. 基金の創設

助成業務等に要する費用に充てるため、機構に**基金を設ける**。

（第16条の4、第16条の5、第17条、第18条、第22条、第27条関係）



文部科学省

基金造成
基本指針の策定



（独）大学改革支援・
学位授与機構

助成金交付



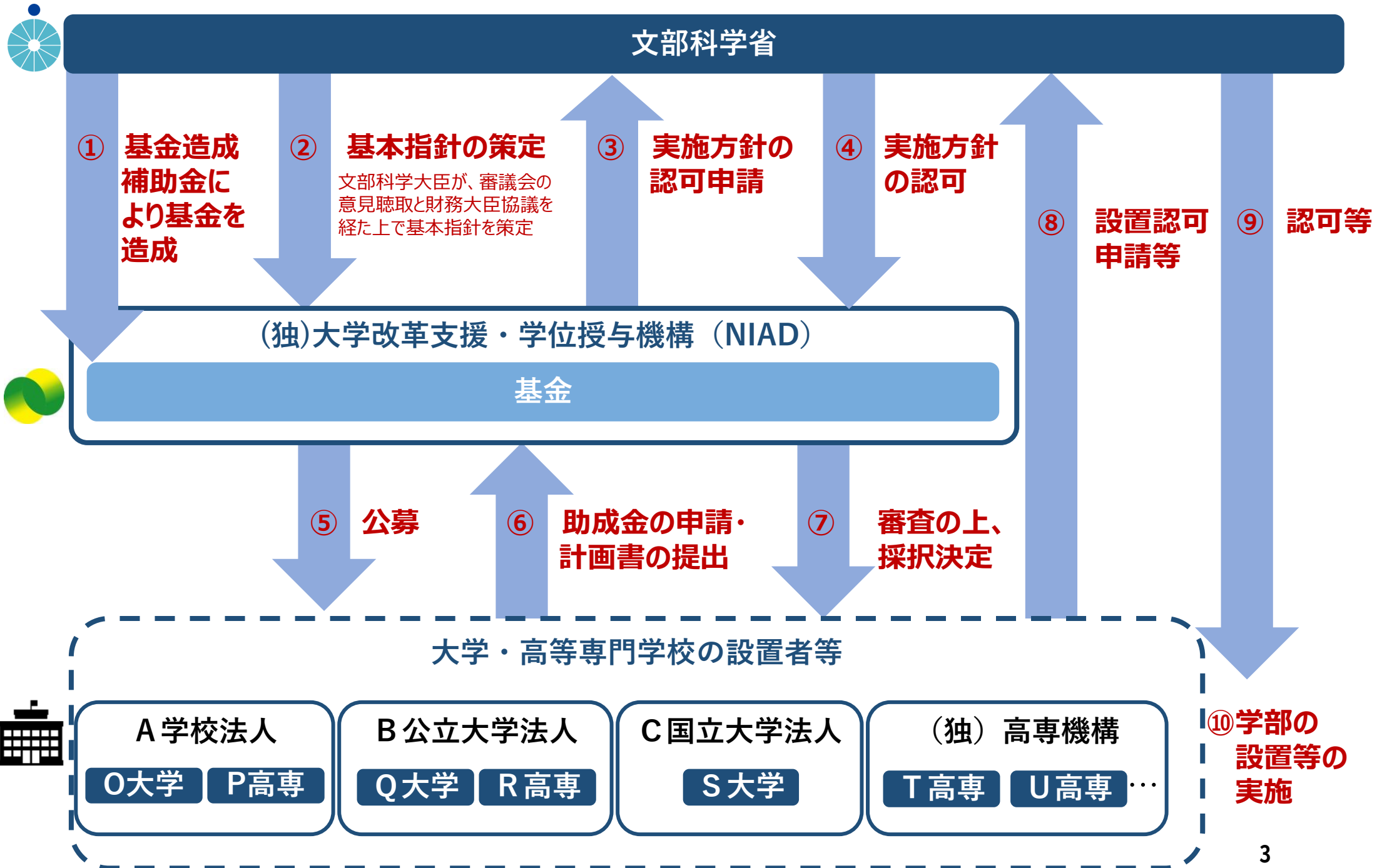
大学・高等専門学校

施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（準備行為のみ公布日に施行）

（附則第1項関係）2

助成業務の実施スキーム



調整中

一. 中長期的な人材育成の観点から特に学部設置等の支援が必要と認められる分野（特定成長分野）

特定成長分野は、

- ・ 政府全体の戦略・方針 (科技イノベ基本計画等) に掲げられている デジタル・グリーンを中心とした成長分野 であり、
- ・ 学位分野としての 理学関係・工学関係・農学関係分野（いずれかの学位分野を含む融合分野も可）とする。

二. 選定方法に関する基本的な事項 ※詳細は基本指針に即して機構が設定

○機構は、大学（学部・大学院を置くもの）・高専に対し、以下の助成を実施

支援1：学部再編等による特定成長分野への転換等支援（対象：私立・公立の大学の学部・学科）

支援2：高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援（対象：国公立の大学（大学院段階の取組を必須）・高専）

受付期間 令和14年度までに集中的に受け付け（支援2は令和7年度までを基本）

選定方法 資格要件：修学支援新制度の機関要件と同様の財務状況や収容定員充足率、
社会における具体的な人材ニーズ、専門人材育成の実績等
審査の観点：特定成長分野の学生数拡充、学生確保の見通し、初中段階との連携、女子学生確保等

○大学ファンドと併せての受給は不可（基金への申請は可）※先行して機構から助成を受けた場合、交付対象となった計画を履行

○支援2に伴う国立大学・高専の学部・学科の定員増について、一定の猶予期間内に他の学部等の定員を縮減する特例的扱い

○適切に機構の実施体制を整備（外部意見を反映できるものとなるよう留意）

三. 交付方法に関する基本的な事項 ※詳細は基本指針に即して機構が設定

○支援区分ごとの対象とする取組の性質、計画の内容等に応じ、最長10年間の支援

支援1：検討・準備段階から完成年度までを支援（施設設備整備費等の初期投資を中心）
定率補助・20億円程度まで（早期実施、総定員の増加を伴わない取組を優遇）

支援2：大学院・学部段階の機能強化の取組を長期支援（施設設備整備費、人件費等）
定額補助・10億円程度まで（大学院段階の定員増等による体制強化を原則）

※原則として大学院段階の取組を必須とするが、学部段階の取組を先行させることも可能

○機構において助成業務の効果を測定、公表するとともに、各大学・高専の相互の連携等を促進



独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の二に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針

(素案)

令和5年〇月〇日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号。以下「法」という。）第16条の2の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う、大学若しくは高等専門学校を設置者又はこれらを設置しようとする者に対する、中長期的な人材の育成の観点から支援が必要と認められる教育研究の分野の学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。以下同じ。）の設置その他文部科学省令で定める組織の変更（以下「設置等」という。）に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務（以下「助成業務」という。）に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定める。

二 大学及び高等専門学校における修学の状況、社会経済情勢の変化、技術開発の動向その他の事情を踏まえ、中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野

成長分野をけん引する高度人材の育成、輩出を担う大学及び高等専門学校の機能強化は喫緊の課題であるが、我が国では、デジタル、グリーン等の成長分野の人材不足や、理工系の学生割合が諸外国に比べて低い状況にある。

具体的には、高等教育における修学の状況については、我が国の大学の学部段階における理系分野の学位取得者の割合は現在35%にとどまっており、諸外国と比べても低い状況にある¹。経年変化でも、諸外国の割合が増加する中、我が国はほとんど変わっていない²。特に、私立・公立大学における全体に占める理工系分野の学生数の割合はそれぞれ14%、20%であり、国立大学の34%と比べて低い状況にある³。また、大学の学部段階の女性入学者に占める理工系分野への入学者は7%であり、OECD平均（15%）に比べても大幅に低い状況にある⁴。

更に、社会経済情勢の変化、技術開発の動向等については、生産性や利便性を飛躍的に高めるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が産業、教育、行政等のあらゆる分野において求められている一方、2030年には先端IT人材が54.5万人不足するという調査結果⁵や、我が国のデジタル競争力は先進諸国と比べて低いという試算もある

¹ 各国の理系分野の学位（学部段階）取得者割合（※）

日本 35%、仏 32%、米 38%、韓 42%、独 42%、英 45%

² 我が国の理系分野の学位（学部段階）取得者割合（※）

2018年 34.8%、2019年 35.1%、2020年 34.6%、2021年 34.5%、2022年 34.7%

※文部科学省「諸外国の教育統計」（令和4年版）及び「学校基本調査」を基に、「理・工・農・医・歯・薬・保健」及びこれらの学際的なものについて「その他」区分のうち推計。

³ 学校基本調査（令和4年度）

⁴ OECD.stat「New entrants by field」

⁵ 経済産業省委託調査「IT人材需給に関する調査報告書（みずほ情報総研株式会社）」（2019年3月）

⁶。加えて、脱炭素の世界的潮流等を受け、グリーン分野における人材需要も高まっており、例えば、脱炭素化推進に当たっては、外部人材の知見を必要とする自治体が 2050 カーボンニュートラル表明自治体のうち、約 9 割を占めており、「全体的な方針、計画の検討」に外部人材を必要とした自治体も全体の 2 / 3 にのぼっている⁷。

教育未来創造会議第一次提言においては、このような状況を踏まえ、大学及び高等専門学校における成長分野への学部再編等の必要性が指摘された。この指摘を受け、意欲ある大学及び高等専門学校の成長分野への学部再編等の取組を基金によって継続的に支援することができるよう、第 210 回国会において法の改正が行われるとともに、令和 4 年度第 2 次補正予算において 3, 002 億円が措置されたところである。

法第 16 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する中長期的な人材の育成の観点から特に学部等の設置等に関する支援が必要と認められる教育研究の分野（以下「特定成長分野」という。）を定めるに当たっては、こうした経緯や、これまで政府において中長期的な成長分野をどのように設定しているかという点を十分に踏まえる必要がある。例えば、科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や、統合イノベーション戦略、経済財政運営と改革の基本方針等の政府全体の戦略、方針等においては、デジタル及びグリーンを中心とした成長分野が定められている。デジタル及びグリーンを中心とした成長分野を支える専門人材は、教育研究の分野としては、基本的には、理学、工学及び農学を中心に幅広く存在していることから、理学、工学及び農学のいずれかを含む分野への転換等を支援することが適当である。その際、文理横断・文理融合教育の推進、総合知の創出・活用等の観点も考慮することが必要である。

以上のことから、特定成長分野は、政府全体の戦略・方針に掲げられているデジタル・グリーンを中心とした成長分野であって、法令⁸に定める学位分野としての理学関係分野、工学関係分野又は農学関係分野（これら三分野のいずれかを学位分野として含み複数の分野で構成される学問の分野を含む。）に係るものとする。

二 助成金の交付の対象となる学部等の設置等の選定の方法に関する基本的な事項

（1）助成金の交付の対象となる学部等の設置等

機構は、法及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成 15 年文部科学省令第 59 号。以下「省令」という。）の規定並びに令和 4 年度第 2 次補正予算の趣旨に基づき、大学（学部又は大学院を置くものに限る。以下同じ。）又は高等専門学校の設置者（これらを設置しようとする者を含む。以下同じ。）に対し、特定成長分野の学部等の設置等に必要な資金に充てるための助成金を交付することとする。これにより、全国各地における特定成長分野の学部等の設置等を促進する。

助成金の交付の対象（以下「交付対象」という。）となる学部等の設置等の範囲について、学部再編等による特定成長分野への転換等支援（以下「支援 1」という。）については、特定成長分野に係る私立・公立の大学の学部及び学科の設置並びに収容定員

⁶ 国際経営開発研究所（IMD）「World Digital Competitiveness Ranking 2022」によると、日本は 29 位、米国 2 位、韓国 8 位、英国 16 位、中国 17 位、ドイツ 19 位、フランス 22 位

⁷ 内閣府「脱炭素分野専門人材の市町村派遣に向けた調査等業務報告書」（2021 年 5 月）

⁸ 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成 15 年文部科学省告示第 39 号）

の増加による学部再編等とする。また、高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援（以下「支援2」という。）については、特定成長分野のうちデジタル分野に係る国立・公立・私立の大学における研究科、専攻、コース等の設置・増員、専攻に係る課程の変更等による体制強化（これに伴う学部、学科、コース等の設置・増員を含む）、及び、特定成長分野のうちデジタル分野に係る国立・公立・私立の高等専門学校における学科、コース等の設置・増員とする。

（2）助成金の交付の申請の主体

助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）は、大学又は高等専門学校の設置者が行うこととする。

（3）応募の受付

機構は、公募により令和14年度までに集中的に受け付けることとする。

このうち、支援2については、喫緊の課題である高度情報専門人材の不足を早急に解消する観点から、原則として令和7年度までの受付を基本とする。

（4）交付対象の選定の方法

機構は、法第16条の3の規定に基づき、基本指針に即して、文部科学省と協議しつつ、助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、また、当該実施方針に基づいて交付規則等を定めることにより、適切に交付対象の選定の方法を設定することとする。その際、応募の資格要件及び選定に当たっての審査の観点に関する事項として以下の点に留意したものとするとともに、その他の資格要件及び審査の観点を追加する場合は、政府が掲げる高等教育政策に関する方針等に沿ったものとする。また、選定に当たっては、外部有識者により構成される委員会等において審査を行うこととする。

①応募の資格要件

- 高等教育の修学支援新制度の機関要件を満たすなど財務状況や収容定員充足率が適正であること
- 社会において具体的な人材ニーズが現に存在する、又は、その十分な見通しのある分野に係る学部等の設置等の取組であること（支援1については、地域において特定成長分野の人材を需要している複数の企業等との事前協議を行うこと）
- 支援2について、大学に関しては、大学院段階までの人材育成を図る取組であり、かつ、高度情報専門人材の育成に関する実績を有すること
- 支援2について、文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度において認定を受けたもの（今後受けることを予定するものを含む）であること

②選定に当たっての審査の観点

- ※①の各要件が満たされているか（要件の性質によっては、どの程度の水準で満たされているか）という点を審査することに加え、下記の観点から審査
- 特定成長分野における学生数の拡充を図るものとなっているか

- 学生確保の見通しが十分であるか
- 適切な管理・教育体制の確立の見通しが立っているか
- 支援1について、18歳人口の動向を踏まえて転換・再編等の取組を行うものとなっているか
- 産業界を含む社会のニーズ等を踏まえた体系的な教育カリキュラムや体制が構築されているか
- 実務経験のある教員等による授業科目を配置しているか
- 特定成長分野で活躍する人材を増加させていくために、初等中等教育段階の学校との連携に関する取組を行うものとなっているか
- 女子学生の確保に向けた取組を行うものとなっているか

(5) 大学ファンドとの関係

大学ファンドからの助成を受けている国際卓越研究大学については、機構に対して、本助成金の応募ができないこととする。また、既に交付対象となっている大学が新たに国際卓越研究大学として認定された場合には、大学ファンドによる助成以降は機構からの助成金の交付を取りやめることとする。なお、この際、機構からの助成金の交付を既に受けてきたことに鑑み、当該大学は、交付対象となった計画を他の財源を活用することにより、履行することとする。

(6) 交付対象となった国立の大学及び国立の高等専門学校における定員の取扱い

我が国の成長をけん引する高度情報専門人材の育成は喫緊の課題であり、早急に人材育成機能の強化を図る必要があることから、支援2の交付対象となった国立の大学の学部及び国立の高等専門学校の学科の定員に関し、学部再編等に伴う定員増について、一定の猶予期間内に他学部・他学科を中心に同規模の定員減を行う場合に限り、特例的に認めることとする。この手続等については、文部科学省において別途定める。

(7) 機構における実施体制の整備

機構は、助成業務の適正な執行を確保するため、文部科学省の協力を得て、適切に実施体制を整備することとする。その際、助成業務の適正な執行に資する観点から、機構の外部からの意見を適切に反映することができる実施体制となるよう留意することとする。

三 助成金の交付の方法に関する基本的な事項

(1) 複数年度にわたる助成金の交付

特定成長分野の人材育成について、意欲ある大学及び高等専門学校が予見可能性をもって取り組むことができるよう、機構は、交付対象となった大学及び高等専門学校に対し、複数年度にわたって助成金の交付を行うこととする。一つの大学又は高等専門学校に対しては、支援区分ごとの交付対象とする取組の性質、計画の内容等に応じ、交付を開始した年度から最長で10年間の支援を行うこととする。

（２）交付対象となる大学及び高等専門学校を取組

支援１については、大学における学部再編等の検討・準備の段階から新たに設置した学部等の完成年度までの取組に対して助成金を交付することとする。その際、応募については令和１４年度までとしているが、迅速な学部再編等を促進する観点から、早期に実施される取組に対しては一定程度優遇して助成金を交付することとする。また、特定成長分野への転換・再編を促進する観点から、総収容定員の拡充を伴わない取組に対しては一定程度優遇して助成金を交付することとする。

支援２については、大学及び高等専門学校における高度情報専門人材の育成機能の強化に向けた取組に対して助成金を交付することとする。その際、大学については、高度情報専門人材を育成する観点から、既設の大学院における研究科、専攻、コース等の設置・増員又は専攻に係る課程の変更を伴う形で機能強化を図ることを原則とするが、意欲的な取組を行おうとする一定数の大学に限り、学部における専門人材の育成に関する実績を有することを前提に高度情報専門人材の育成を目的として研究科の設置を行う取組等に対しても、助成金を交付することができることとする。

（３）交付対象となる経費

支援１については、学部再編等に向けた検討体制の構築に係る経費、学部再編等に要する施設設備整備費、学部等の開設後における自走化戦略の深化に係る経費等を交付対象とすることとする。助成金の交付に当たっては、助成金の額について交付対象となる経費に一定割合を乗じて算出することを原則とし、特定成長分野における定員の増加数、１８歳人口の減少等に鑑みた再編の取組等といった計画の内容に応じて合計で２０億円程度までの助成金を交付することとする。

支援２については、高度情報専門人材の育成機能の強化に要する施設設備整備費、教員人件費等を交付対象とすることとする。助成金の交付に当たっては、特に迅速に高度情報専門人材の育成機能の量的・質的拡充を促進するため、助成金の額について交付対象となる経費に応じて算出することを原則とし、計画の内容に応じて合計で１０億円程度までの助成金を交付することとする。

（４）助成業務の効果の測定、公表等

機構は、交付対象となった大学及び高等専門学校における学部再編等に係る検討状況、取組の実施状況等を把握するとともに、当該大学及び高等専門学校について、特定成長分野における学部等の設置等に係る助成業務等の終了までの、基金により行う助成業務の効果을適切に測定することとし、その把握及び測定の結果をホームページ等で公表することとする。

機構は、定期的に会議を開催するなどの方法により、交付対象となった各大学及び高等専門学校の相互の連携等の促進を図ることとする。